音更町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

音更町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年音更町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中第１３項を第１４項とし、第１２項を第１３項とし、第１１項の次に次の１項を加える。

12　町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第１に次の１項を加える。

15　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２を次のように改める。

別表第２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
１　町長	音更町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）及び地方税法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は国民健康保険税若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度及びひとり親医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
		法第９条第３項に規定する戸籍関係情報（以下「戸籍関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）第３条第３項第１号から第３号までに規定する情報（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの
２　町長	音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		音更町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
３　町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
4　町長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
5　町長	音更町立学童保育所条例による学童保育所入所児童の支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
6　町長	結婚新生活支援のための給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
7　町長	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
8　町長	妊産婦に対する健診費用等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
9　町長	不妊症及び不育症に対する治療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

10　町長	介護保険法による介護サービス、介護予防サービス及び地域支援事業（規則で定めるものに限る。）に係る利用者負担軽減サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11　町長	音更町公営住宅条例による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
		戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
12　町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費関係情報であって規則で定めるもの
		重度及びひとり親医療費関係情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
		戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特児扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
13　教育委員会	音更町奨学資金支給条例による奨学資金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特児扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
14　教育委員会	就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特児扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
15　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特児扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって

		規則で定めるもの

別表第３第２項及び第３項を次のように改める。

２　教育委員会	音更町奨学資金支給条例による奨学資金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
			戸籍関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			特児扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
３　教育委員会	就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
			戸籍関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			特児扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

別表第３に次の１項を加える。

４　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。